

本宮市農業委員会 令和2年11月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月19日(木) 午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 渡邊 謙輔 | 2番 遠藤 政幸 | 4番 伊藤 隆一 |
| 5番 石橋 廣基 | 6番 三瓶 和彦 | 7番 渡邊 善幸 |
| 8番 三瓶 修藏 | 9番 渡辺 喜一 | |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 國分 隆一 | 2番 川名 和弘 | 3番 遠藤 栄太郎 |
| 4番 國分 政彦 | 5番 遠藤 俊雄 | 6番 阿部 修司 |
| 8番 遠藤 正任 | 9番 國分 保 | 10番 大内 俊之 |
| 11番 佐々木 清忠 | 12番 佐藤 博衛 | |

4. 欠席委員 農業委員3番 國分 政利 委員 推進委員7番 佐藤 一徳 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局 (農地係主事 弓田 周平)

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、農業委員3番 國分政利委員、推進委員7番 佐藤一徳委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会11月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員7番 渡邊善幸 委員 農業委員8番 三瓶修藏 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>

	(4 番 伊藤隆一 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、伊藤隆一です。今回は、三瓶修藏委員、遠藤栄太郎委員、大内俊之委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 11 月 10 日、午後 1 時より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 15 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 57 号「農地の転用制限について」ですが、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づくもので、「共同住宅敷地が 1 件」、「太陽光発電設備敷地が 1 件」、「堆肥製品保管場が 1 件」です。</p> <p>次に、議案第 58 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「駐車場敷地が 1 件」、「貸駐車場敷地が 1 件」、「一般住宅敷地が 2 件」、「事務所敷地が 1 件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第 59 号「現況確認申請願いについて」ですが、件番 1 は、竹や低木等はなく、草刈りをすれば、耕作できる状態で、原野化はしておりませんでした。</p> <p>また、件番 2 から件番 7 については、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、件番 1 の許可は「不適當」、件番 2 から件番 7 の許可は「適當」であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について」、さらに、10 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>10 月定例会許可分は、10 月 26 日付で、許可指令証を交付いたしました。</p> <p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 56 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p>
	(4 番 伊藤 隆一 委員)
伊藤 隆一委員	<p>議案第 56 号件番 1 について、11 月 9 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整</p>

	<p>合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第 56 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 56 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(5 番 石橋廣基 委員)</p>
石橋 廣基委員	<p>議案第 56 号 件番 2 について、11 月 10 日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました國分保委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 56 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 56 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3</p>

	条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	議案第57号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく議案を上程します。 最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第57号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第57号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番2について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第57号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番2は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第57号「農地の転用制限について」農地法第4条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番3について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 57 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 57 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 58 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。

	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 59 号「現況確認証明願いについて」を上程します。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 59 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、現地調査委員会報告のとおり「不許可」とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 59 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は「不許可」とすることに決定いたしました。 次に、件番 2 から件番 7 について、所有者が異なりますが、連坦した近接する農地でありますので、一括して上程することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 2 から件番 7 について、一括して上程いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 59 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 から件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 59 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 から件番 7 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。

	議案第 60 号「農用地利用集積計画について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 60 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 61 号「令和 3 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
伊藤 隆一委員	(7)農業委員会組織の強化について、推進委員と同数にするために、農業委員会の定数に(3名)と付け加えるといいのではないか。また(9)として、農機具を買う助成について、最低 100 万円となっているが、100 万円以下に収まることのあるため、金額を見直して加えるべきではないか。コロナ下になってから、農業委員会に対しての助成はないため、全体的に見直してほしい。
石橋 廣基委員	農業委員会の定数について、小さい地区など地域によっては、選出が困難となるため、はっきりした数字は入れなくていいのではないか。
伊藤 隆一委員	条例の改正があるため、人数は入れる必要がある。また同数でないと都合が悪い点がある。財源を確保いただき、お願いできればと思う。
渡邊 謙輔委員	定数の変更、増員には賛成だが、委員を置く場合の国が示す基準等に抵触しないように進める必要があると思う。
遠藤 政幸委員	定数の変更、増員には賛成である。
三瓶 和彦委員	定数の変更、増員には賛成である。
渡邊 善幸委員	定数の変更、増員には賛成である。
三瓶 修藏委員	定数の変更、増員には賛成である。
会長 渡辺喜一	定数の変更、増員には賛成という意見多数のため、この内容をふまえ、市に意見を申し上げたいと思います。
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 61 号「令和 3 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は、2 か所訂正して、農業委員会の定数を 3 名増と追記することと、農機具購入の際の補助事業の下限金額を見直すことを追加して、案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 61 号「令和 3 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」の議案は、案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。

事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会 11 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 1 1 月 1 9 日

(閉会午後 2 時 4 0 分)

本宮市農業委員会会議規則第 1 9 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 7 番委員 渡辺 善幸

議席 8 番委員 三瓶 収蔵